

## 第1章 高圧ガスの製造

第1 第一種製造者 製造の許可（法第5条第1項第2号）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第1「高圧ガス製造許可申請書」

(2) 申請時期

冷凍能力が50トン以上/日（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気、アンモニア以外の冷媒ガスにあっては20トン以上/日）の冷凍設備を使用して高圧ガスを製造しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 委任状（代理人による申請の場合に限る。）


イ 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

エ 製造計画書

製造計画書には、「III 関係書式/第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 製造の目的
2. 製造設備の種類
3. 一日の冷凍能力
4. 製造設備の明細（圧縮機の性能等）
5. 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
6. 冷媒設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等に係る冷媒設備に限る。）
7. 工事着工予定日及び完成検査機関名
8. 申請に関する連絡担当者

 III 関係書式/第1章 計画書/第1 高圧ガスの製造に係る計画書

(43 ページ～57 ページ)

オ 事業所案内図


カ 事業所全体平面図

キ 冷凍設備配置図

- ク フローシート又は配管図
- ケ 冷凍能力の計算書
- コ 機器の強度計算書
- サ 耐震設計計算書（耐震設計構造物に限る。）
- シ 安全弁等口径計算書
- ス 安全弁の放出管の位置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- セ 消火設備の配置図及び仕様書（可燃性ガスの製造施設に限る。）
- ソ ガス漏えい検知警報設備の配置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- タ 除害設備の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）
- チ 保護具の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 許可の基準について

- (1) 製造のための施設の位置、構造及び設備が、法第8条第1号に基づく冷凍則第7条又は第8条で定める技術上の基準に適合するものであること。
- (2) 製造の方法が、法第8条第2号に基づく冷凍則第9条で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 許可書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第1号「高圧ガス製造許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。
- (2) ブラインを共通にしている2以上の冷凍設備については、これらの冷凍設備をまとめて「一つの冷凍設備」として取り扱うことができる。

**第2 第一種製造者 製造のための施設等の変更の許可（法第14条第1項）**

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第4「高圧ガス製造施設等変更許可申請書」

(2) 申請時期

製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をしようとするとき又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。また、変更が生じる部分ができるように記載及び図示すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 製造施設等変更明細書

変更明細書には、変更のあった部分について、次の事項を記載すること。

1. 変更目的及び変更内容
2. 製造設備の種類
3. 一日の冷凍能力
4. 製造設備の明細（圧縮機の性能等）
5. 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
6. 冷媒設備の使用の経歴及び配管状態の記録（移設等に係る冷媒設備に限る。）
7. 工事着工予定日及び完成検査機関名
8. 申請に関する連絡担当者

イ 事業所案内図

ウ 事業所全体平面図

エ 冷凍設備配置図

◆オ フローシート又は配管図

◆カ 冷凍能力の計算書


◆キ 機器の強度計算書

◆ク 耐震設計計算書（耐震設計構造物に限る。）

- ◆ケ 安全弁等口径計算書
- ◆コ 安全弁の放出管の位置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- ◆サ 消火設備の配置図及び仕様書（可燃性ガスの製造施設に限る。）
- ◆シ ガス漏えい検知警報設備の配置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- ◆ス 除害設備の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）
- ◆セ 保護具の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料 (5ページ)

3 許可の基準について


- (1) 製造のための施設の位置、構造及び設備が、法第8条第1号に基づく冷凍則第7条又は第8条で定める技術上の基準に適合するものであること。
- (2) 製造の方法が、法第8条第2号に基づく冷凍則第9条で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 許可書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第2号「高圧ガス製造施設等変更許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

第一種製造者が製造施設の位置、構造、設備等を変更する場合で、法第14条第1項ただし書きに基づく冷凍則第17条第1項に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、変更許可を受ける必要がなく、その工事完成後に、冷凍則様式第5「高圧ガス製造施設軽微変更届書」を届出すること。

 第3 第一種製造者 軽微な変更の工事 (16ページ)

**第3 第一種製造者 軽微な変更の工事（法第14条第1項ただし書）**

1 届書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第5「高圧ガス製造施設軽微変更届書」

(2) 申請時期

軽微な変更の工事をした後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。また、変更が生じる部分がわかるように記載及び図示すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 製造施設等変更明細書

変更明細書には、変更のあった部分について、次の事項を記載すること。

1. 変更目的及び変更内容
2. 製造設備の種類
3. 一日の冷凍能力
4. 製造設備の明細（圧縮機の性能等）
5. 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
6. 届出に関する連絡担当者

イ 事業所案内図

ウ 事業所全体平面図

エ 冷凍設備配置図

◆オ フローシート又は配管図

◆カ 機器の強度計算書

◆キ その他、製造設備に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面



2 その他

(1) 法第14条第1項ただし書の省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

ア 独立した製造設備の撤去の工事

イ 製造設備（冷凍則第7条第1項第5号に規定する耐震設計構造物として適用を受ける製造設備を除く。）の取替え（可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備の取替えを除く。）の工事（冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事を除く。）であって、当該設備の冷凍能力の変更を伴わないもの。

ウ 製造設備以外の製造施設に係る設備の取替え工事

エ 認定指定設備の設置の工事

オ 冷凍則第62条第1項ただし書の規定により指定設備認定証が無効とならない認定指定設備に係る変更の工事

カ 試験研究施設における冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの

(2) 技術上の基準に関係があっても次に掲げる工事については、軽微な変更の工事にも該当しない届出不要の工事として扱うものとする。なお、工事内容が届出不要の工事に該当する場合は、事業所の設備台帳等にその工事の内容を記録し管理すること。

ア 警戒標・標識類の取替え又は増設

イ 消火器の取替え又は増設

ウ 塗装の塗替え

エ 防護柵の取替え又は増設

オ 照明設備の取替え又は設置（防爆性能が必要のない場所に限る。）

カ 同種の接地設備への取替え

キ 検知警報設備の取替え又は設置

ク 消耗品（例 ボルト・ナット、パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、ポンプのローター、圧縮機のピストン・ピストンリング、蓄電池、散水・噴霧ノズル、除害剤、除害のための作業に必要な防毒マスクその他の保護具、圧力計・温度計（同一方式の取替えに限る。）等）の取替え

第4 第二種製造者 製造の届出（法第5条第2項第2号）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第2「高圧ガス製造届書」

(2) 届出時期

冷凍能力が3トン以上/日（フルオロカーボン（経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものを除く。）及びアンモニアの冷媒ガスにあつては5トン以上/日、第一種ガス※の冷媒ガスにあつては20トン以上/日）50トン未満/日の冷凍設備を使用して高圧ガスを製造するときは、製造を開始する日の20日前までに、届出すること。

※ ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

イ 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

エ 製造施設等明細書

製造施設等明細書には、「Ⅲ 関係書式/第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 製造の目的
2. 製造設備の種類
3. 一日の冷凍能力
4. 製造設備の明細（圧縮機の性能等）
5. 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
6. 冷媒設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等に係る冷媒設備に限る。）
7. 届出に関する連絡担当者

 Ⅲ 関係書式/第1章 計画書/第1 高圧ガスの製造に係る計画書

(43 ページ～57 ページ)

オ 事業所案内図

- カ 事業所全体平面図
- キ 冷凍設備配置図
- ク フローシート又は配管図
- ケ 冷凍能力の計算書
- コ 機器の強度計算書
- サ 安全弁等口径計算書
- シ 安全弁の放出管の位置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- ス 消火設備の配置図及び仕様書（可燃性ガスの製造施設に限る。）
- セ ガス漏えい検知警報設備の配置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- ソ 除害設備の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）
- タ 保護具の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）
- チ 指定設備認定証の写し（認定指定設備を使用して高圧ガスを製造する場合に限る。）

2 技術上の基準について

- (1) 製造のための施設の位置、構造及び設備が、法第12条第1項に基づく冷凍則第12条又は第13条で定める技術上の基準に適合するものであること。
- (2) 製造の方法が、法第12条第2項に基づく冷凍則第14条で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 その他

- (1) ブラインを共通にしている2以上の冷凍設備については、これらの冷凍設備をまとめて「一つの冷凍設備」として取り扱うことができる。

**第5 第二種製造者 製造のための施設等の変更の届出（法第14条第4項）**

1 届書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第6「高圧ガス製造施設等変更届書」

(2) 届出時期

製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をしようとするとき又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。また、変更が生じる部分ができるように記載及び図示すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 製造施設等変更明細書

変更明細書には、変更のあった部分について、次の事項を記載すること。

1. 変更目的及び変更内容
2. 製造設備の種類
3. 一日の冷凍能力
4. 製造設備の明細（圧縮機の性能等）
5. 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
6. 冷媒設備の使用の経歴及び配管状態の記録（移設等に係る冷媒設備に限る。）
7. 届出に関する連絡担当者

イ 事業所案内図

ウ 事業所全体平面図

エ 冷凍設備配置図

◆オ フローシート又は配管図

◆カ 冷凍能力の計算書

◆キ 機器の強度計算書

◆ク 安全弁等口径計算書

- ◆ケ 安全弁の放出管の位置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- ◆コ 消火設備の配置図及び仕様書（可燃性ガスの製造施設に限る。）
- ◆サ ガス漏えい検知警報設備の配置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- ◆シ 除害設備の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）
- ◆ス 保護具の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）

2 技術上の基準について

- (1) 製造のための施設の位置、構造及び設備が、法第12条第1項に基づく冷凍則第12条又は第13条で定める技術上の基準に適合するものであること。
- (2) 製造の方法が、法第12条第2項に基づく冷凍則第14条で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 その他

- (1) 第二種製造者が製造施設の位置、構造、設備等を変更する場合、法第14条第4項ただし書に基づく冷凍則第19条に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、届出の必要はない。ただし、この場合、事業所の設備台帳等にその工事の内容を記録し管理すること。
- (2) 法第14条第4項ただし書の省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。
- ア 独立した製造設備（認定指定設備を除く。）の撤去の工事
  - イ 製造設備の取替え（可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備の取替えを除く。）の工事（冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事を除く。）であって、当該設備の冷凍能力の変更を伴わないもの
  - ウ 製造設備以外の製造施設に係る設備の取替え工事
  - エ 冷凍則第62条第1項ただし書の規定により指定設備認定証が無効とならない認定指定設備に係る変更の工事
  - オ 試験研究施設における冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの
- (3) 技術上の基準に関係があっても次に掲げる工事については、軽微な変更の工事にも該当しない届出不要の工事として扱うものとする。なお、工事内容が届出不要の工事に該当する場合は、事業所の設備台帳等にその工事の内容を記録し管理すること。
- ア 警戒標・標識類の取替え又は増設
  - イ 消火器の取替え又は増設
  - ウ 塗装の塗替え
  - エ 防護柵の取替え又は増設
  - オ 照明設備の取替え又は設置（防爆性能が必要のない場所に限る。）
  - カ 同種の接地設備への取替え
  - キ 検知警報設備の取替え又は設置
  - ク 消耗品（例 ボルト・ナット、パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、ポンプのローター、圧縮機のピストン・ピストンリング、蓄電池、散水・噴霧ノズル、除害剤、除害のための作業に必要な防毒マスクその他の保護具、圧力計・温度計（同一方式の取替えに限る。）等）の取替え

## 第6 高圧ガスの製造に係るその他届出等

### 1 第一種製造事業承継届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第3「第一種製造事業承継届書」

(2) 届出時期

相続、合併、分割に伴う承継後、遅滞なく届出すること。なお、売買等の譲渡に伴う承継については、新たに製造の許可を受ける必要があることに留意すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 法人の場合で、合併、分割があった場合

1. 登記簿謄本の写し又は全部事項証明書の写し
2. 事業の全部の承継があったことを証する書面（分割の場合に限る。）

イ 個人の場合で、相続（包括承継）があった場合

1. 被承継者に関する戸籍謄本の写し
2. 相続の事実を証する書面

### 2 第二種製造事業承継届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第3の2「第二種製造事業承継届書」

(2) 届出時期

相続、合併、分割、譲渡に伴う承継後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 法人の場合で、合併、分割、譲渡があった場合

1. 登記簿謄本の写し又は全部事項証明書の写し
2. 事業の全部の承継があったことを証する書面（分割、譲渡の場合に限る。）

イ 個人の場合で、相続（包括承継）、譲渡があった場合

1. 被承継者に関する戸籍謄本の写し
2. 相続の事実を証する書面（相続の場合に限る。）
3. 事業の全部の承継があったことを証する書面（譲渡の場合に限る。）



### 3 高圧ガス製造開始届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第15「高圧ガス製造開始届書」

(2) 届出時期

製造開始後、遅滞なく届出すること。

### 4 高圧ガス製造廃止届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第16「高圧ガス製造廃止届書」

(2) 届出時期

製造廃止後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

廃止状況が確認できる写真

### 5 危害予防規程届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第20「危害予防規程届書」

(2) 届出時期

危害予防規程を定め又は変更した後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 制定（変更）した危害予防規程

イ 変更明細書（変更の場合に限る）

## 6 冷凍保安責任者届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第21「冷凍保安責任者届書」

(2) 届出時期

選任解任後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

製造保安責任者免状の写し

## 7 冷凍保安責任者代理者届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第22「冷凍保安責任者代理者届書」

(2) 届出時期

選任解任後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

製造保安責任者免状の写し